

様 式

会議の名称	第1回学校生活部会
開催日時	令和8年4月21日(火) 午後 6時00分から 午後 7時00分まで
開催場所	本庄市役所 6F大会議室
出席者	<p>太田 和成 部会長 海澤 弥生 副部会長          青柳 実紀 部会員 湊 紗苗 部会員          石田 正寛 部会員 光野 博 部会員          稲村 透 部会員 石川 真義 部会員          中村 友紀子 部会員 根岸 紀之 部会員          木村 正 部会員 芝崎 昇 部会員          打越 瑞枝 部会員 福島 志乃 部会員          金子 勝 部会員</p> <p>事務局          教育委員会事務局長 橋本 英樹          次長兼教育環境整備課長 小島 哲          学校教育課長 西田 真吾          教育環境整備課長補佐 市川 宝生          教育環境整備課長補佐 山田 健          教育環境整備課 松島 佑介          教育環境整備課 宮原 又三郎</p>
欠席者	
議題 (次第)	<p>1 開 会          2 あいさつ          3 部会長・副部会長の選出          4 議 題          (1) 学校生活部会の役割について          (2) 体育着について          (3) 通学用バスについて</p>

様 式

	<p>(4) その他</p> <p>5 事務連絡</p> <p>6 閉 会</p>
配 付 資 料	<p>1 学校生活部会員名簿</p> <p>2 本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱</p> <p>3 本会議の席次表</p> <p>4 次第</p> <p>5 【資料1】第1回学校生活部会資料</p> <p>6 【別紙】3小学校のきまり</p>
その他特記事項	
主 管 課	教育環境整備課

## 会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（山田）	<p>本日はお忙しい中、「第1回学校生活部会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、教育委員会教育環境整備課の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、報告と配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱第7条に基づき、本会議は公開いたします。同要綱第8条の規定により、本会議の開催につきまして、市ホームページで公表しております。</p> <p>次に、同要綱第9条の規定により、傍聴人につきましては、傍聴希望者はありませんでした。また、会議録等の作成のため、事務局にて本会議の開催風景の撮影及び録音をさせていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>次に、会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては、部会員の皆さまに事前に郵送させていただいております。本日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。</p> <p>それでは、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>1点目としまして「学校生活部会員名簿」</p> <p>2点目としまして「本庄市立小学校統合準備委員会設置要綱」</p> <p>3点目としまして「本会議の席次表」</p> <p>4点目としまして「次第」</p> <p>5点目としまして「【資料1】第1回学校生活部会資料」</p> <p>6点目としまして「【別紙】3小学校のきまり」</p> <p>以上、計6点でございます。</p> <p>また、皆さまの机の上に紫色のファイルを置かせていただいておりますの</p>

	<p>で、資料を綴じてご使用ください。次回以降、今回同様に会議資料を事前に郵送させていただきますので、そのファイルに綴じていただき、会議当日にお持ちいただきますようお願いいたします。また、将来、部会員を交代する際は、ファイルを引き継げるよう管理をお願いいたします。</p> <p>資料に不足はございませんでしょうか。ご確認ありがとうございます。</p> <p>報告や資料の確認につきましては、以上でございます。</p> <p>それでは、これより会議を開催させていただきます。</p> <p>次第の2番、橋本教育委員会事務局長より、あいさつを申し上げます。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局（橋本）	<p>皆さま、こんばんは。</p> <p>本日は公私ともにお忙しい中、第1回学校生活部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、今年度より本庄市教育委員会事務局長として配属となりました橋本と申します。</p> <p>教育委員会では、本庄東中学校区3小学校の統合は、未来を担う子どもたちが安心して学び、成長できる居場所をつくるとともに、学校、保護者、地域が連携し、教育委員会と一体となって教育環境の向上を推進する大変重要な取り組みと考えております。</p> <p>本年度入学された子どもたちが6年生になる令和13年度に統合を迎えることとなりますが、本日から始まる学校生活部会は、通学体制や学校のきまりなど、子どもたちが安心して学校生活をおくるために欠かせないことを協議していただく部会になります。</p> <p>大変長い道のりではありますが、部会員の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、教育委員会といたしましても全力で取り組んで参ります。</p> <p>最後になりますが、皆さまのご協力に対し改めて感謝を申し上げますとともに、部会が円滑かつ有意義なものとなりますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局（山田）	次に進めさせていただく前に、本日は1回目の会議となりますので、ここで

様 式

	<p>部会員の皆さまから一言、自己紹介をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、太田部会員から反時計回りをお願いいたします。</p>
	(部会員 自己紹介)
事務局 (山田)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
	(事務局 自己紹介)
事務局 (山田)	次に、次第の3番「部会長・副部会長の選出」に移らせていただきます。部会長・副部会長が選出されるまでの間、教育委員会事務局次長が進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。
事務局 (小島)	<p>教育委員会事務局次長の小島でございます。部会長・副部会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>要綱第5条第1項により「委員長は委員の互選により定める」と規定されておりますので、皆さま方からご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
	(意見なし)
事務局 (小島)	特にご意見なさそうですので、事務局で何か腹案がありますか。
事務局 (教育環境整備課)	<p>部会員の皆さまからご意見等ございませんので、事務局案を述べさせていただきます。</p> <p>学校生活部会では通学体制や体育着、学校の決まり等につきまして協議していただく予定です。事務局案としましては協議予定事項に精通している教職員のどなたかにお願いしたいと考えております。</p>
事務局 (小島)	ただいま事務局より腹案が提案されましたが、教職員のお三方いかがでしょうか。
太田部会員	力不足かもしれませんが、部会長に立候補いたします。
事務局 (小島)	ありがとうございます。ただいま、太田部会員より部会長へ立候補するのご意見をいただきましたが、部会員の皆さまいかがでしょうか。
	(拍手)

様 式

事務局（小島）	<p>それでは太田部会員、部会長就任をお願いいたします。</p> <p>太田部会員の部会長就任につきまして、ご異議がなければ、皆さま、拍手にてご承認をいただきたいと思います。</p>
	(拍手)
事務局（小島）	<p>ありがとうございます。それでは、部会長につきましては太田部会員に決定させていただきます。</p> <p>次に、副部会長につきましても、要綱第5条第1項により「委員の互選により定める」こととなりますので、皆さま方からご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
	(意見なし)
事務局（小島）	太田部会長から何かご意見があればお願いいたします。
太田部会長	<p>学校生活部会では、通学用バスや体育着につきまして協議が予定されていますので、児童の保護者の視点も重要と思われます。また、統合準備委員会の委員を兼任していることから未就学児童の保護者の方をお願いしたいと思います。</p>
事務局（小島）	ただいま太田部会長よりご意見いただきましたが、未就学児童保護者のお三方いかがでしょうか。
海澤部会員	役不足かもしれませんが、副部会長に立候補いたします。
事務局（小島）	ありがとうございます。ただいま、海澤部会員より副部会長へ立候補するとのご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。
	(拍手)
事務局（小島）	<p>それでは海澤部会員、副部会長就任をお願いいたします。</p> <p>海澤部会員の副部会長就任につきまして、ご異議がなければ、皆さま、拍手にてご承認をいただきたいと思います。</p>
	(拍手)
事務局（小島）	ありがとうございます。それでは、副部会長につきましては海澤部会員に決定させていただきます。

	<p>部会長、副部会長が決まりましたので、私の方はこれで進行の任を降りさせていただきます。</p>
事務局（山田）	<p>それでは、太田部会長、海澤副部会長、前方の部会長席、副部会長席に移動をお願いいたします。</p> <p>ここで太田部会長、海澤副部会長よりご挨拶をいただきたいと思います。はじめに、太田部会長よりお願いいたします。</p>
部会長	<p>改めまして、本庄東小学校の太田と申します。学校生活部会では、体育着や通学用バス、学校生活のきまり等につきまして、話し合っていく場だと伺っております。統合の際に子どもたちが一番良いような状況を作っていけるように、これから協議を進めていくと思いますが、スムーズに進行していきたいと考えております。どうぞ皆さんよろしくをお願いいたします。</p>
事務局（山田）	<p>ありがとうございます。続きまして、海澤副部会長、お願いいたします。</p>
副部会長	<p>微力ながら部会長のサポートをさせていただいて、みなさんと有意義なお話をさせていただき、スムーズな進行に務めさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局（山田）	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第の4番「議題」に移らせていただきます。議題の進行につきましては、要綱第6条第2項の規定により、部会長が議長となってしまうこととなっております。これからの議題の進行につきましては、太田部会長にお願いしたいと思います。太田部会長、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>部会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、進行を務めさせていただきます。</p> <p>会議のスムーズな運営に、ご協力をよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、議題に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、議題（1）「学校生活部会の役割について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（松島）	<p>議題（1）学校生活部会の役割について、ご説明します。</p> <p>資料1の2ページをご覧ください。</p>

<p>皆さま既にご存じの事と思われませんが、3小学校の統合内容からご説明させていただきます。</p> <p>本庄東中学校区の本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校の3校は令和13年度に統合し、新たな学校となります。</p> <p>下の4点は統合の基本事項になります。</p> <p>1点目、3小学校の統合は令和13年4月になります。こちらは今年度の1年生が6年生になる年度となります。</p> <p>2点目、統合後の小学校は、現在の本庄東小学校の施設を使用します。本庄東小学校の校舎や体育館は令和10年度から3か年で大規模な改修工事を予定しています。</p> <p>3点目、3小学校の統合は対等な関係を基本とし、新たな学校として設置します。</p> <p>4点目、藤田小学校及び仁手小学校の児童は、バスで通学することになります。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>図の青色の部分になりますが、この学校生活部会を含めた5つの専門部会は、統合準備委員会で協議する所掌事項につきまして、より詳細に協議するため設置されています。</p> <p>協議した事項の決定までの流れになりますが、①学校生活部会で協議を行い、②その結果を統合準備委員会に報告します。③統合準備委員会では、報告された内容につきまして再度協議し、修正等行ったうえで④教育委員会に報告します。最後に、⑤教育委員会にて決定していく流れとなります。また、②の学校運営部会から統合準備委員会への報告は事務局で行わせていただきますのでご了承ください。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>学校生活部会の協議内容としまして、3点予定しています。</p> <p>まず、1点目としまして、体育着になります。新たな学校の体育着につきまして、作成するかどうか、作成する場合にデザインをどうするかを協議を予定しています。</p>
--

	<p>2点目としまして、通学用バスになります。藤田小学校区と仁手小学校区の児童が利用する通学用バスの停留所や運行ルート等の協議を予定しています。</p> <p>3点目としまして、新しい学校のきまりになります。こちらは児童に対するきまりの作成につきまして協議を予定しています。参考資料としまして、本日別紙で3小学校それぞれのきまりを配布しておりますので、ご覧ください。</p> <p>本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校の現在のきまりには、基本となる学校生活での決まり事の他、特定の小学校独自のものがございます。ページ数も様々になりますので、こちらを一つにまとめて完成させていくことを予定しております。</p> <p>資料にもどりまして4ページの下段、協議内容のスケジュール案になります。</p> <p>本日より、体育着と通学用バスの協議を開始します。新たな体育着を作成する場合には、令和9年度末の完成、購入開始を予定しています。学校の決まりにつきましては、体育着の協議が終わり次第、令和10年度からの協議を予定しています。</p> <p>議題（1）の説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>続きまして、議題（2）「体育着について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（松島）	<p>議題（2）体育着について、ご説明します。5ページをご覧ください。</p> <p>体育着の協議スケジュールにつきまして事務局案になります。</p> <p>まずは検討事項の協議になりますが、本日、体育着の現状につきましてご説明し、次回6月の協議で新しい体育着を作成するかどうか、皆さまで協議していただきます。新しい体育着を作成することになりましたら、デザイン等を年明け3月を目安に決定し、業者の作成期間を設けて、来年の秋ごろには</p>

	<p>完成となる予定です。</p> <p>6 ページからは参考として、現行の体育着の写真を載せています。6 ページには本庄東小学校、7 ページには藤田小学校、8 ページには仁手小学校、そして9 ページには本庄東中学校を載せています。</p> <p>特筆する事項としましては、本庄東小学校の半袖は一度変更していきまして、速乾性の生地になっています。また学年ごとに帽子の色が違い、6 色になっています。藤田小学校と仁手小学校では赤白帽子を使用しています。本庄東中学校は昨年度に半袖短パン、ジャージ上下のすべてを新しいデザインのものに変更しています。</p> <p>つづきまして10 ページをご覧ください。</p> <p>現状の3 小学校の体育着の価格と取扱店の一覧になります。各小学校で体育着の取扱店舗は1 店舗ずつになっておりまして、本庄東小学校は国号17 号沿いのアンモール、藤田小学校は学校横のみどりや、仁手小学校は本庄西小学校の近くのマシモ商店で販売しております。表示価格につきましては、令和7 年3 月時点の税込金額になります。また、サイズによって価格は変動するとのことです。</p> <p>つづきまして11 ページをご覧ください。</p> <p>体育着の取り扱いにつきまして、他市町村の統合小学校の事例をご紹介します。行田市では、中央小学校と星宮小学校が統合し、忍小学校を設置しています。忍小学校では新たに指定の半袖短パン、ジャージを作成しています。</p> <p>熊谷市では、成田小学校と星宮小学校が統合し、成田星宮小学校を設置しています。こちらでは、新たに標準の体操着として半袖短パン、ジャージを作成していますが、指定せず、この標準の体操着、以前の学校の体育着、その他市販品を着用することも可としています。</p> <p>羽生市では、井泉小学校と三田ヶ谷小学校、村君小学校の3 校が統合し、羽生東小学校を設置しています。こちらでは井泉小学校と三田ヶ谷小学校が同じ半袖短パンを使用していたため、この半袖短パンを指定としています。ジャージにつきましては、自由としています。</p> <p>久喜市では、統合前の小学校の体育着が同じものであったため、引き続き使用しています。</p>
--	---

<p>神川町では渡瀬小学校の児童が統合して青柳小学校に通っていますが、特に体育着の取り決めは行っていないようですが、在校生は今までの体育着を着用し、新入生は青柳小学校の体育着を購入しているとのこと。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>これまで説明させていただいた内容を踏まえまして、皆さまに次回6月の会議で協議していただく内容になります。</p> <p>まず、新たな学校の体育着を作成するかどうか、協議していただきます。また、作成する場合には先ほどご説明した行田市のように指定とする場合や、熊谷市のように学校としては体育着を作成するが、市販品を購入しても良いなど自由とするかなど、どのような取り決めが良いか協議していただきます。</p> <p>次に、体育着を作成する場合、新たなデザインのものを作成するか、3小学校の既存のデザインを使用するか協議をしていただきます。協議の結果、新たなデザインの体育着を作成する場合には、第3回会議にて仕様やデザインにつきまして協議を予定しております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>次回協議をする際の参考としまして、体育着を指定する場合と自由とする場合に考えられるメリット・デメリットの一部を記載しております。</p> <p>体育着を指定とするメリットにつきましては、統一感や児童に一体感が生まれることや、保護者が何を着させるか悩まなくて済むといったことが挙げられます。</p> <p>デメリットとしましては、現在はお手頃な値段で運動着やスポーツウェアを購入できる店がありますので、体育着は割高に感じる方もいらっしゃいますし、販売店舗が少なくて不便といったことが考えられます。</p> <p>また、体育着を自由とするメリットとしましては、個性を尊重できるといったご意見や、先ほどのデメリットの反対になりますので、購入費用を抑えることができるといったことが挙げられます。</p> <p>デメリットとしましては、児童間で差別化によるトラブルが発生する可能性があること、運動に適した服装を担保することが難しいといったことが考えられます。</p>
--

	ただいまご説明しましたことも含めまして、次回会議で協議をお願いいたします。議題（２）の説明は以上となります。
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
	(質疑なし)
議長	それでは続きまして、議題（３）「通学用バスについて」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（松島）	<p>議題（３）通学用バスについてご説明します。資料の１４ページをご覧ください。</p> <p>新たな学校の通学体制につきましては、本庄東小学校区の児童は現在と同様に通学班を編成し、徒歩での通学となります。また、藤田小学校区と仁手小学校区の児童は各自治会に１か所程度の停留所を設置し、バスに乗って通学することになります。</p> <p>下の表は、昨年の令和７年５月１日時点の住民基本台帳に登録のある子どもの数から算出した令和１３年度の児童数の見込みになります。藤田小学校と仁手小学校の児童の合計１１３名がバスの乗車予定数となります。</p> <p>１５ページをご覧ください。</p> <p>通学時間につきましては、令和６年度に策定された本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方でおおむね１時間以内としています。また、令和７年度の３小学校の通学班の集合時間が最も早く集合する班で７時１５分から２０分であることから、通学用バスにつきましても同じ程度の時間となるように設定する予定になります。</p> <p>１６ページをご覧ください。</p> <p>通学用バスの協議スケジュールですが、本日検討事項を確認し、令和８年度中は停留所の設定につきまして協議を予定しています。停留所の場所が決まりましたら、運行ルートや運営方法等を協議し、統合の前年となる令和１２年度に保護者への説明会を実施し、児童によるバスの試乗を経て令和１３年度を迎える予定となります。</p> <p>１７ページをご覧ください。</p>

<p>令和9年度以降に協議する事項になります。令和8年度に停留所が決まる予定ですので、9年度には運行ルートの設定やバスの種類、各停留所の出発時刻や学校到着時刻といった時刻表につきまして協議を予定しています。また、通学用バスの運用に関する事項としまして、バス利用児童の乗降管理や座席、乗り遅れた場合や遅刻・早退時の対応につきまして協議予定となります。最後に、現在多くの方々にご協力いただいている登下校時の児童の見守り活動につきまして協議を行う予定です。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>今年度は停留所設置場所の協議を行います。停留所の場所につきましては、藤田小学校区と仁手小学校区の部会員の皆さまに設置場所の候補をあげていただきたくようお願いいたします。</p> <p>両小学校区のPTA、学校運営協議会、自治会の部会員の皆さまは、各団体で停留所の設置場所の候補につきまして話し合いを行っていただき、お手数ですが事務局まで報告をお願いいたします。11月以降の学校生活部会で、皆さまからご報告いただいた停留所の候補地につきまして協議を行う予定ですので、10月末までに事務局に報告をお願いいたします。</p> <p>また、藤田小学校区と仁手小学校区のPTA、学校運営協議会、自治会以外から選出された部会員の皆さまからのご提案も可能ですので、事務局までご連絡ください。停留所につきましては、各自治会に1か所程度を基本としていますが、集落間の距離や道路等の問題によって2か所設置することも考えられますので、その点を踏まえて検討をお願いいたします。また、停留所の候補地を検討する際には、バスの走行に留意していただきますようお願いいたします。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>こちらの表は事務局で現地を確認しました停留所設置場所の例になります。この一覧に表示された場所にも道幅が狭い場所や、自治会内の位置に偏りがあるといった課題がございます。あくまで一例になりますので、皆さまの各団体にて最適な場所につきまして検討していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>検討期間として半年間を設定しましたが、団体によっては集まる時期等で話し合いが間に合わないといった事情があると思います。その際はお手数です</p>
--

	<p>が、事務局までご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>議題（３）の説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>続きまして、議題（４）「その他について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（山田）	<p>その他につきましては、本日はございません。</p>
議長	<p>これで本日の議題は終了となります。進行を事務局にお返しします。</p>
事務局（山田）	<p>慎重なご協議、大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました太田部会長にお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の５番「事務連絡」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（松島）	<p>事務局より連絡が３点ございます。</p> <p>まず、１点目といたしまして、本日の会議の会議録の案につきまして、事務局で作成が完了次第、部会員の皆さまにメールにて送付させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>２点目といたしまして、会議の謝金につきましては、今後、会議終了後１か月を目途に、ご提出いただいた口座にお振込みさせていただきます。２，０００円から源泉徴収を除いた１，７９６円となりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>最後に、３点目といたしまして、次回の第２回学校生活部会は事前にご連絡させていただいているとおり、６月２３日火曜日１８時からこの場所で開催いたします。資料１の体育着について協議を予定していますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡は以上です。</p>

様 式

事務局（山田）	それでは、以上をもちまして、第1回学校生活部会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。
---------	--